

# 訓子府町 Facebook 及び Twitter 活用要綱

まちづくりの課題が多様化・複雑化していく中で、魅力的で活力ある「まち」をつくるためには、町民と町がそれぞれの役割を発揮し、「協働」して課題を解決していくことが求められています。

このためには、町民に町をもっと身近に感じてもらい、関心を高めていただくこと、そして、町民と町が情報や課題を共有することが大切であり、これまでも「広報くんねっぷ」や「町ホームページ」等で情報の提供に努めてきたところですが、従来からの方法や手段だけでは、情報が届きにくくなっている状況があります。

この状況を取り巻く変化・多様化が進展する中で、昨今「Facebook」や「Twitter」が有力な媒体として注目を集めています。具体的には、町がソーシャルネットワークサービス（以下「SNS」）による町民同士などの「人のつながり」の中に情報を投じ、その情報が町民の話題となることで、情報が広範囲に伝わり情報の共有が進むという、町民と町の新しい関係構築が「Facebook」や「Twitter」を通して可能となると考え、「訓子府町 Facebook 及び Twitter 活用要綱」（以下「要綱」という。）と定めます。

## 1. 目的

訓子府町の業務、取り組み、イベント情報等を発信することを通じ、利用者に当町の理解を深めていただき、広報紙やホームページ等の広報媒体を補完して相乗効果を図ります。また、防災情報等を発信し、利用者の利便性を高めることを目的とします。

## 2. 要綱の適用範囲

本要綱は、訓子府町が業務として Facebook・Twitter を利用する際の要綱であり、Facebook・Twitter のアカウントを取得し運営する町の組織や職員および、利用・閲覧する方々に適用します。

## 3. 運用体制

訓子府町総務課広報広聴係  
運用管理者 総務課長

## 4. 活用方針

- (1) 広報くんねっぷ、町ホームページ、各種パンフレット等と同様に、町が町民の方と情報を共有するための手段の一つとして Facebook・Twitter を位置付け、町が行うイベントや募集のお知らせ、災害時などの緊急情報等を広報広聴係が即時性をもって情報発信します。
- (2) 町は、発信する情報がより多くの町民に共有され、その情報が町民同士のコミュニケ

ーションの中で、スムーズに受け入れられるものとなるよう心掛けます。

また、発信する情報の選択は、町民のニーズに合致したものとなるよう心掛け、町として重要と考える情報については、上記に限らず発信します。

- (3) 情報を町として発信することを自覚して、地方公務員法や職員の服務に関する法令等を順守し、社会的な常識やマナーに則った情報発信に心掛けます。

## 5. 発信内容

- ・町の業務、取り組み、イベント情報
- ・防災情報および緊急情報
- ・注意喚起
- ・その他町政に関すること

## 6. 運用方法

- (1) 情報収集などのため、公的機関または公共性の高いアカウントを必要に応じてフォローする場合がありますが、それ以外のアカウントは、原則フォローしません。
- (2) 本アカウントでは、コメントに返答することや直接送られたメッセージなどを通じた個々のご意見などへの対応は、原則行いません。
- (3) 行政施策への意見や要望、その他個別対応が必要な内容については、町役場担当課等に直接問い合わせしていただきます。
- (4) 利用者は、閲覧・コメントなどを自由に行うことができますが、投稿内容によっては削除対象になる可能性があります。
- (5) 個人名を用いることなく「訓子府町役場」として発信します。

## 7. 注意事項

以下に定める投稿は禁止しますので、ユーザーの行為が以下のいずれかに該当する場合、当行の削除、アカウントのブロックや削除する場合があります。

- ①人種、思想、信条、居住、職業等で差別し、または差別を助長させる情報
- ②特定の個人・団体を誹謗中傷する情報
- ③特定の個人・団体の広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利目的のもの
- ④違法行為または違法行為を助長させる情報
- ⑤政治性・宗教性のあるもの
- ⑥単なる噂を助長させる情報や根拠のない情報
- ⑦社会問題について特定の主義または主張にあたるもの
- ⑧わいせつな表現等を含むもの
- ⑨公序良俗に反する情報
- ⑩著作権、商標権、肖像権等町または第三者の知的所有権を侵害するもの
- ⑪本人の承諾なく個人情報を特定・開示する等プライバシーを害するもの
- ⑫有害なプログラム等
- ⑬その他、当町が不適切と判断した情報およびこれらの内容を含むリンク等

## 8. 著作権

この Facebook・Twitter ページにおいて掲載している情報（文章、写真、動画、イラスト等）は訓子府町総務課に帰属します。ただし、Facebook・Twitter ページ上で「シェア（投稿ページの共有）」の機能を使用し、掲載していただくことは問題ありません。

## 9. 免責事項

- （１）本ページにおける情報の正確性、完全性、有用性等には細心の注意を払いますが、それを保証するものではありません。
- （２）利用者が本ページの掲載情報により、利用者または第三者が被った被害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- （３）利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- （４）予告なく本ページの運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する場合があります。

## 10. 基本情報へのアクセスについて

利用者が本ページを「いいね！」して登録していただいた場合は、本要綱に同意いただいたものとみなし、利用者が公開している利用者の名前、プロフィール写真、性別、ネットワーク、ユーザーID、友達リスト等、公開されているアカウントやプロフィール情報への本ページからのアクセスを許諾したものとみなします。

## 11. 問合せ先

訓子府町公式 Facebook・Twitter ページ内の投稿記事に対する意見や要望、問い合わせは、各担当課へお願いします。

本ページは、Facebook 及び Twitter 社のシステムによって運営されていますので、システム運用状況に関しては一切お答えすることができません。また、Facebook サイト、Facebook 社、Twitter サイト、Twitter 社ならびに第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、利用方法、技術的な質問に関しても、一切お答えすることができません。

## 12. 附則

本要綱は、令和2年3月25日から施行する。